

Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

1 介護保険サービス等の適切な提供

[現状と課題]

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図ることが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

[目指すべき方向性]

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が、適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。

< 1 > 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画を策定し、計画に沿って事業を運営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されますが、給付費の負担割合は、次のとおりです。

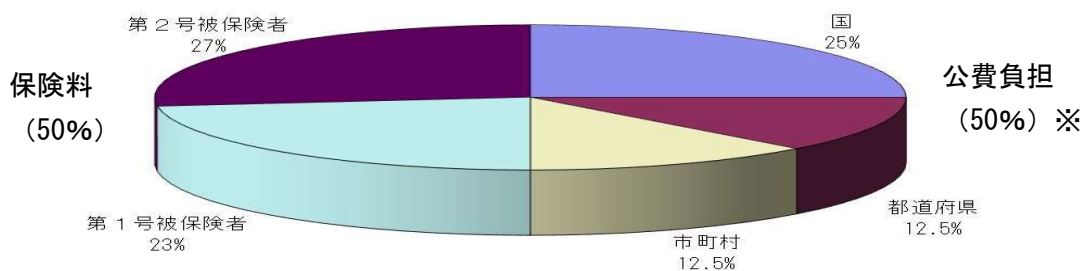
介護保険制度における費用負担

介護保険制度では、介護サービスを利用する場合には、費用の1割（一定以上所得者は2割）が利用者負担となります。

（平成30年3月から2割負担者のうち特に所得の高い利用者の負担は3割となります。）

残りは、介護給付費で賄われますが、その財源は、2分の1が公費負担であり、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です。

（介護給付費の負担割合）



※ 施設に係る公費負担割合は、国20%、都道府県17.5%、市町村12.5%となります。

注1 第1号被保険者…65歳以上。介護保険料を市町村に納付。

注2 第2号被保険者…40歳以上65歳未満。介護保険料は医療保険料と併せて納付。

① 介護保険サービスの適切な提供

市町村は、保険者として、日常生活圏域ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

② 介護保険制度の円滑な運営

市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行います。

介護サービス給付費等の見込み

区 分	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020	合 計	2025
総給付費（居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス）（a）	5,757億円	6,098億円	6,456億円	1兆8,311億円	7,794億円
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料（b）	340億円	361億円	380億円	1,080億円	474億円
介護サービス給付費等合計 （a）+（b）=（c）	6,097億円	6,459億円	6,836億円	1兆9,391億円	8,268億円
要支援・要介護認定者数 （d）	402,077人	417,515人	433,268人	—	520,517人
1人当たり給付費等 （c/d）	1,516千円	1,547千円	1,578千円	—	1,588千円

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

事業運営期間（2018～2020年度）の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保 険 料	第1号被保険者	4,460億円
	第2号被保険者	5,236億円
公 費	国庫負担金	3,518億円
	国調整交付金	970億円
	県負担金	2,784億円
	市町村負担金	2,424億円
合 計		1兆9,391億円

介護保険財政安定化基金の運営

各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

2017(平成 29)年度末残高(見込み)

約 48 億円

③ 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを提供しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高め、いくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

県は、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「県国保連」という。)との連携のもと、保険者である市町村が本来発揮すべき保険者機能の一環として行う取組に対して支援を行い、一層の介護給付の適正化を進めます。

○ 市町村(保険者)の取組(主要5事業)

区 分	主 な 施 策 内 容
① 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
② ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目して保険者がケアプランの点検を実施します。
③ 住宅改修等の点検	住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
④ 縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。
⑤ 介護給付費通知	利用者本人(又は家族)に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用等について通知します。

なお、市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

【主要事業】

・ 介護給付等費用適正化事業(市町村)

介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者

適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

○ 県の取組

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、市町村の介護給付適正化の取組を支援するための計画を策定します。

また介護サービス事業者に対する指導・監査を実施（詳細は P99）するとともに、県、市町村及び県国保連と意見や情報を交換する連絡会議を開催して、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し共有化するなど、県国保連と連携し、保険者である市町村による介護給付適正化の取組を支援していきます。

介護給付適正化に向けた役割

区 分	主 な 役 割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）などの実施
県国保連	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性のある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

< 2 > 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮やサービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 介護サービス事業者の適切な指定や事業者に対する指導・監査の強化により、利用者の保護と事業者の健全な発展を図ります。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

① 低所得者の負担への配慮

○ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に第1号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第1号被保険者に対しては、公費による保険料の軽減が行われています。さらに、1か月に支払った利用者負担額（1世帯あたりの合算額）が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならないよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方（配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く）が、施設に入所（入院）したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費（滞在費）の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付（特定入所者介護サービス費等）」を行います。

○ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担（介護サービス費用の1割負担、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則1/4を軽減します。

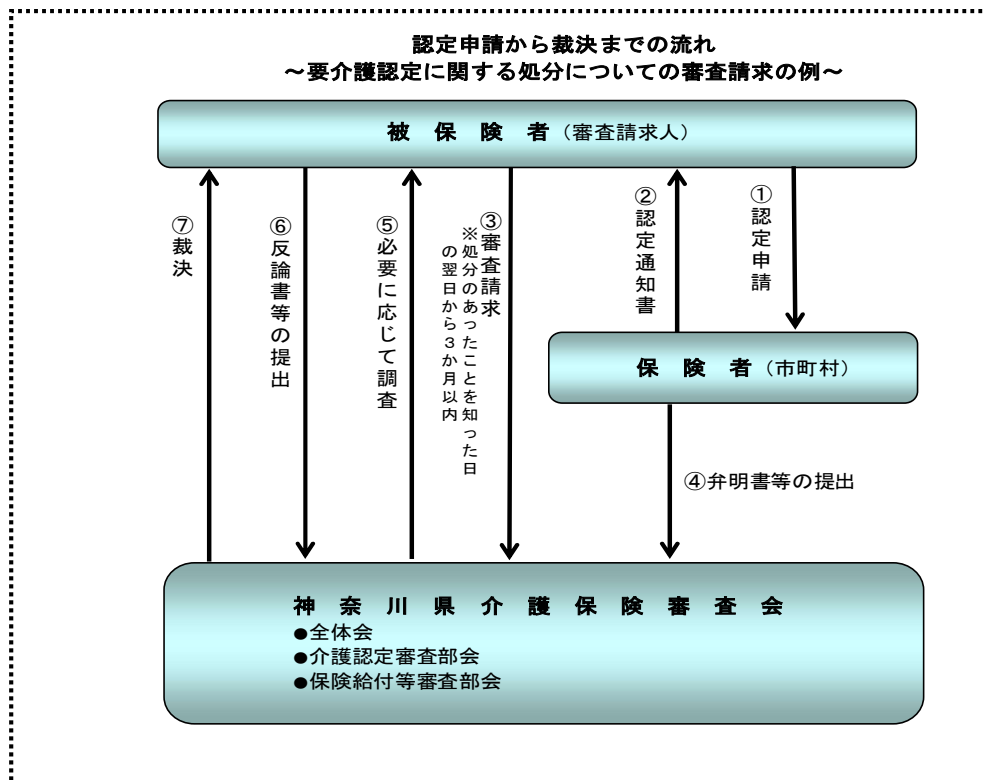
【主要事業】

・ 低所得者利用負担対策事業（市町村）

低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人等による負担軽減措置に対して補助を行います。

② 介護保険審査会の運営

介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分（要介護認定、保険料の賦課等）に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する「介護保険審査会」を運営します。



③ 介護サービス事業者の適切な指定・指定更新

適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービスを提供しようとする事業について、申請に基づき人員、設備等に関する審査を行い、県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件（申請者・開設者及び役員等の取消履歴）に該当しないと認められる場合には、指定（介護老人保健施設及び介護医療院は開設許可）や指定（許可）の更新を行います。

居宅系サービスについて、指定申請手続を行う前の早い段階から、指定基準等の内容をあらかじめ理解する機会を設け、基本的な知識の習得を図ります。

また、介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。

なお、2012年4月1日から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年4月1日から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されます。

④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必

要な助言や指導を行います。

指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加していることから、県は関係機関と連携し、指導等の強化に取り組むほか、市町村が行う地域密着型サービスの指導・監査を支援します。

○ 指導

<集団指導>

・ 集団指導講習会

介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度理解の促進を図るため、サービス別に「集団指導講習会」を開催します。

・ 新規セミナー

新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象として、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。

・ 開設予定事業者向け説明会

指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的な知識の習得を図ります。

<実地指導>

介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒアリングにより実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。

<市町村支援>

地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議や研修会を開催します。

<その他の指導>

未届の有料老人ホームについては、集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。

○ 監査

介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼として介護サービス事業者に対して、監査を実施します。

監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、又は取消しの処分を行います。

⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援

○ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が介護サービス事業者から介護サービスに関する情報について報告を受け、事実かどうか確認が必要なものを調査した上で、公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取り組みにより、一層、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、今後も介護サービス情報公表の制度の円滑な実施に取り組めます。

なお、調査や公表に関する事務は、県が指定する調査機関及び公表機関が行います。

○ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

<インターネットによる情報提供>

介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供します。
介護情報サービス かながわ	かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サービス事業者に関わる情報を提供します。 介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と介護サービス事業所の動画や写真も提供します。
県ホームページ	介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報はじめとする介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスなどの情報を掲載します。

⑥ 介護サービス評価制度の普及

介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

○ 福祉サービスの質の向上

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価

の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。

【主要事業】

・福祉サービス第三者評価推進事業（民間）

神奈川県社会福祉協議会に置く、県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、評価機関の認証・評価調査者の養成等第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。

○ 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）のサービス評価

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、県が選定した評価機関による外部評価を受けることが義務づけられています。

これは、自ら行った自己評価の結果と外部の評価機関が行った外部評価の結果を対比させ、さらに公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

⑦ 相談・苦情対応体制の充実

市町村が実施する介護相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を図ります。また、利用者等からの相談や苦情について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、さらに、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持つ県や市町村において、監査等を実施するなど、関係機関の連携による相談・苦情対応体制の充実に努めます。

【主要事業】

・介護相談員派遣等事業（市町村）

介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

2 人材の養成、確保と資質の向上

[現状と課題]

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。
今後、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、人材の養成や確保を図るとともに、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、資質の向上に取り組むことが重要となります。
- 本県における介護人材にかかる需給推計[※]では、2020年度は、約15.3万人の需要に対して供給が約14.8万人となり、約5千人の不足が生じる見込みですが、2025年度には、さらなる人材確保対策を講じなければ、約18.3万人の需要に対して供給が約15.8万人となり、約2.5万人の差が生じる見通しとなっています。この差を解消するため、人材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。
- 介護職員初任者研修修了者等の介護職員は、要介護者の状況や意向を的確に反映して、効果的なサービス提供を行うことが期待されています。今後も、サービス需要の増加に応じた人材の養成が求められるとともに、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよう、資質向上への取組が必要となっています。
- 介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、要介護者が心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、連絡調整やケアプランの作成を行う専門職として、介護保険制度の中核的な役割を担っています。今後も、サービス需要の増加に応じた養成が求められるとともに、資質や専門性の向上に向けた取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

※ 出典：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」（2015(平成27)年6月24日）

[目指すべき方向性]

- 介護職員の確保については、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組むことにより、2020年度に不足が見込まれる約5千人、2025年度に不足すると見込まれる約2.5万人の介護職員の確保を目指します。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員について、引き続き養成を図るとともに、国の動向を踏まえながら、キャリアアップを支援します。

- 介護支援専門員については、実務研修受講希望者に対する試験の実施により高い資質を確保するとともに、試験の合格者に対する実務研修の実施や、現任者等を対象とした研修の体系的な実施により、その資質の向上を図ります。
- 「地域医療介護総合確保基金」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護のイメージアップや介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進して働きやすい環境づくりを支援します。

< 1 > 保健・医療・福祉の人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

施策の方向

- ◇ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、必要な人材が確保できるよう保健・医療・福祉の各領域にわたる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図ります。

目標： 誰もが安心して必要なときにサービスが受けられるように、人材を量と質の両面から確保します。

① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識や技術とともに、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材を養成するため、県立保健福祉大学で、保健・医療・福祉に関する総合的な人材の養成に努めます。

【主要事業】

・県立保健福祉大学の運営（公立大学法人）

県立保健福祉大学では、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な人材を養成しています。

また、より高い専門性と総合的な能力を発揮できる人材の育成を行うため、大学院を設置しています。

さらに、県立保健福祉大学に付属して設置している「実践教育センター」では、福祉施設や病院等で働いている方々の資質向上を目的とした教育研修を行います。

② 介護職員等の養成

○ 介護職員初任者研修修了者の養成

県内における介護サービスの提供に必要な介護職員の確保のため、介護職員初任者研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保し、介護職員の養成に努めます。

また、一定の基準に基づく研修事業者の指定や、指定事業者の指導を通じて、質の高い人材養成を目指します。

○ 多様な人材の養成

人材のすそ野拡大を進め、地域の中高齢者、若者、外国籍県民など多様な人材層を対象に人材の養成に取り組みます。

○ 介護支援専門員の養成

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、本人の希望や心身の状況を踏まえたサービス計画を作成するとともに、計画に沿って適切な介護保険サービスが利用できるよう介護サービス事業者等との連絡調整を行います。

「介護支援専門員実務研修受講試験」

介護支援専門員実務研修の受講希望者を対象に、指定事業者が介護保険制度や要介護認定等、居宅サービス計画などに関する必要な専門知識などを有していることを確認するための試験を実施することにより、介護支援専門員の高い資質を確保します。

「介護支援専門員実務研修」

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識・技術を修得するための研修を提供し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。

○ 主任介護支援専門員の養成

一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、専門性の高い研修を実施することで、より一層の資質向上を図ります。

【主要事業】

・ 介護職員初任者研修修了者の養成（民間）

介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修（介護職員初任者研修）を実施し、介護職員を養成します。

・ 介護分野未経験者等参入促進事業（県・指定都市）（再掲：本掲は P108）

・ 介護支援専門員の養成（県）

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に実務につくための研修を実施し、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職

種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。

・ 介護支援専門員の資質向上（県）

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

③ 各分野の専門人材の養成

○ 看護師等の養成

県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】

・ 県立看護専門学校の運営（県）

質の高い看護師等の養成を進めます。（衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校）

・ 看護師等養成所運営費補助（県）

民間の看護師等養成所での養成を支援します。

○ 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀明光高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

④ 介護認定調査員等、介護相談員の養成

要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応じる介護相談員の養成を進めます。

【主要事業】

・ 介護認定調査員等研修事業（県）

公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対する研修を実施します。

・ 介護相談員養成研修等事業（県）

介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護相談員を養成するとともに、現任者に対する研

修を実施します。

⑤ 高齢な障がい者への援助人材の養成

高齢な障がい者に対しケアを行う施設の従事者などの養成、資質の向上を推進します。

【主要事業】

・ 高齢知的障害者援助研修研究事業（民間）

高齢障がい者への支援は、介護保険制度からのサービス提供を基本としながらも、必要があれば障害福祉サービスの提供もできるため、障害者施設やグループホーム等においても、高齢者の状態に配慮した支援ができるよう、研修等を通して介護等従事者の養成、資質の向上に努めます。

< 2 > 保健・医療・福祉の人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要となっています。

施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士^(※)・介護福祉士^(※)等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護のイメージアップや介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

① 保健・医療・福祉分野への参入促進

「かながわ福祉人材センター」や「神奈川県ナースセンター」を中心として、保健・医療・福祉分野での就業希望者に対する無料職業紹介や相談事業などを実施し、就業を支援する取組や、保健・医療・福祉に関する資格を持ちながら現在就業していない方や離職した方への再就職支援、仕事に関する理解促進などを通じて、保健・医療・福祉人材の確保・定着を図ります。

【主要事業】

・「かながわ福祉人材センター」による就労支援（県）

「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組みます。

また、福祉介護の仕事を知ってもらう機会として、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催するなど、福祉介護の仕事の魅力の発信・普及啓発にも取り組み、就職を考える方の専門的な相談窓口の機能を果たしていきます。

・福祉介護人材キャリア支援専門員配置事業（県）

「かながわ福祉人材センター」に福祉現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行うことで、福祉介護の確保・定着の促進を図ります。

・潜在介護福祉士等再就業促進事業（県）

結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供することにより福祉介護人材の確保を図ります。

・「神奈川県ナースセンター」による就業支援（県）

「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。

・介護分野未経験者等参入促進事業（県・指定都市）

介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あつ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。

・介護助手導入促進事業（県）

介護分野での就労未経験の中高齢者等を対象に、専門性を必要としない介護の周辺業務（洗濯、清掃、食事配膳など）を担ってもらい介護助手を介護保険施設等に導入し、介護分野への新たな人材参入を促進します。また、介護助手が参入することにより、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。

・生活支援サービス担い手等養成研修（県）

地域の高齢者に対する見守り・買い物支援・外出支援などの生活支援サービスについて、その担い手となる人材を養成するため、生活支援サービス担い手養成研修及び移動（輸送）サービス従事者養成研修を実施します。

② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

有能な人材を育成し、確保するため、県内で就業する意志を有する等の要件を満たす学生に修学資金を貸与します。

修学資金の概要

種 類	職 種	概 要
看護師等修学資金	保健師 助産師 看護師	県内において看護師等の業務に従事する有能な人材を養成し、確保するため、県内の看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
理学療法士等修学資金	理学療法士 作業療法士	県内において理学療法士等の業務に従事する有能な人材を養成し、確保するため、理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
介護福祉士等修学資金	介護福祉士 社会福祉士	県内において福祉介護人材を確保するため、社会福祉士、介護福祉士を目指す方や介護の仕事しながら実務者研修を受講される方に必要な修学資金等や、介護職を離職された方が、再度介護職として就職する場合に必要な費用等の貸付を行います。

③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【主要事業】

・ 神奈川県版ファーストステップ研修（県）

中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。

・ 介護職員のキャリアアップ支援（県）

介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

若者の福祉・介護分野への参入を促すための取組や外国籍県民向けの研修などを通じ、福祉・介護人材の確保と定着促進を目指します。

【主要事業】

・ 高校生介護職場体験促進事業（県）

「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。

また、インターンシップによる職場体験の促進・充実を図り、将来の福祉介護を支える人材の確保につなげていきます。

・ 介護人材確保対策推進会議（県）

行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進していきます。

・ 福祉・介護職場体験事業（県）

福祉介護の仕事に関心のある方を対象に、職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。

・ 外国籍県民への就労支援（県）

外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行い、新たな介護人材の確保につなげます。また、外国籍県民に対して、福祉介護の現場で必要なビジネスマナー研修の機会を提供し、福祉介護の仕事の定着につなげます。

・ 外国籍県民定着支援事業（県）

本人や受入れ事業所を対象とした相談窓口を設置し、介護現場での困りごとなど双方の相談にのり、解決に向けたアドバイスを行い、外国籍県民介護職等の就労継続を支援します。

⑤ 福祉介護人材の定着の促進

介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者から中高年齢者までの多様な人材の確保・定着を図る必要があります。

そのため、介護のイメージアップや介護職員のモチベーションアップを図る取組を進めるとともに、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメント事業を実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

【主要事業】

・ 「介護フェアinかながわ」の開催（県）

11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェアin かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。

・ かながわベスト介護セレクト20及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」（県）

サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護

サービス事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。

・ 「かながわ感動介護大賞」表彰事業（県）

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

・ 介護職員表彰等事業（県）

県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を「神奈川県介護賞」として表彰するとともに、民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を「神奈川県社会福祉関係者等表彰」として表彰します。

また、社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を「かながわ福祉みらい賞」として表彰します。

・ 介護事業経営マネジメント支援事業（県）

中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援を行います。具体的には、経営課題等に関するセミナーの開催や経営アドバイザーの派遣により、介護職員の労働環境の整備を促進し、介護人材の確保・定着につなげます。

・ 介護職員子育て支援代替職員配置事業（県）

介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部について補助を行い、介護人材の定着を促進します。

・ 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業（県）

介護職員の新たなキャリアパスの構築又はキャリアパス制度維持のための制度の介護サービス事業者への周知や加算取得に向けた助言等を行い、介護職員処遇改善加算の新規取得及び上位区分への変更並びに労働環境の整備に関する介護サービス事業者の取組を一層推進します。

⑥ 介護ロボットの導入支援

職務内容が重労働である介護職員の負担軽減対策は、介護人材不足を払拭する一助となるものであるため、この対策として期待される介護ロボットの普及促進を図ります。

【主要事業】

・ 介護ロボット普及推進事業（県）

介護事業者や医療関係者に対して、介護ロボットを使用している介護・医療現場を公開し、視察・見学者の受入れを行います。また、実用段階にある様々な介護ロボットの展示や、活用事例の発表などを行います。

・介護ロボット導入支援事業費補助（県）

介護サービス事業所等での移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用することで、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入に対して補助します。

< 3 > 保健・医療・福祉の人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

施策の方向

- ◇ **介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。**

① 介護職員の資質の向上

施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図るとともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。

また、認知症高齢者に対する介護サービスの充実が求められていることから、認知症介護技術に関する研修や講座を実施し、介護職員の資質向上に取り組みます。

さらに、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成24年4月から、一定の条件の下で、所定の研修を修了した介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアが、法に位置付けられました。施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう人材養成を進めます。

【主要事業】

- ・認知症介護研修事業（県・指定都市）（再掲：本掲は P55）
- ・地域密着型サービス関係研修事業（県）

厚生労働省の定める要綱等に基づき、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成します。

- ・神奈川県版ファーストステップ研修（県）（再掲：本掲は P109）
- ・喀痰吸引等研修支援事業（県）

介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。

・ 高齢者施設等職員研修事業（県）

介護保険施設等に従事する施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした研修を実施することにより、各専門職の知識、技術等の向上を図ります。

・ 介護職員のキャリアアップ支援（県）（再掲：本掲は P109）

② 介護支援専門員の資質の向上

実務に携わっている介護支援専門員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

・ 介護支援専門員の資質向上（県）（一部再掲：本掲は P106）

現任の介護支援専門員等に対し、実務経験に応じた研修を定期的に提供することにより、医療との連携や多職種協働を図り、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なケアマネジメントを実践するための知識・技術の修得を図り、介護支援専門員の資質向上を図ります。

また、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

・ 包括的支援事業（市町村）

市町村では、地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、各種会議等を通じて情報提供などを行います。

③ 各分野の専門人材の資質の向上

保健・医療・福祉サービスに携わる専門人材の資質向上を促進します。

○ **看護職員に対する取組**

資質向上研修をはじめとした各種研修事業を実施し、資質の向上を図ります。

○ **介護福祉士・社会福祉士^(※)等に対する取組**

施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、資質の向上を図ります。

また、「神奈川県介護福祉士会」や「神奈川県社会福祉士会」との連携を図り、資質の向上に取り組みます。

○ **理学療法士、作業療法士^(※)、柔道整復師等に対する取組**

「神奈川県理学療法士会」、「神奈川県作業療法士会」等との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組みます。

○ **歯科医師、歯科衛生士に対する取組**

「神奈川県歯科医師会」や「神奈川県歯科衛生士会」との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組みます。

○ **管理栄養士、栄養士に対する取組**

「神奈川県栄養士会」との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組みます。

○ **薬剤師に対する取組**

「神奈川県薬剤師会」との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組みます。

【主要事業】

・ 看護師等資質向上推進事業（県）

看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の向上を図ります。

・ 介護現場における看護職員研修（県）（再掲：本掲は P45）

・ 認知症疾患医療支援事業（県・指定都市）（再掲：本掲は P53）

④ 介護相談員等の資質の向上

介護相談員や生活援助員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

・ 介護相談員養成研修等事業（県）（再掲：本掲は P106）

・ 高齢者居住支援事業（県）

生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。

3 サービス提供基盤の整備

[現状と課題]

- これまでも、介護サービスの提供基盤の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきましたが、今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、多くの人は、可能な限り在宅で暮らすことを望んでいることから、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する取組を充実していく必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築を進めつつ、常時介護を必要とする方が自宅等で暮らすことが困難な場合のために、引き続き特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームについては、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であることから、今後とも原則として、個室ケアを基本とするユニット型の施設を整備する必要がありますが、多様なニーズに対応するため、ユニット型と多床室との合築についても検討する必要があります。

[目指すべき方向性]

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たっては、市町村は日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについては、2020年度に向けて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設の整備を進めるとともに、プライバシーに配慮されている場合は地域のニーズに応じて多床室を合築して整備します。さらに、施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。

< 1 > 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

目標： 特別養護老人ホームの整備を促進し、入所が必要な方々の早期入所の実現を目指します。（3年間で約3,100床整備）

① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

市町村では、介護保険事業計画において、身近な日常生活圏域を定めることとし、その日常生活圏域において必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。

また、地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び地域密着型特定施設については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。

県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援します。また、地域包括ケアシステムの構築にあたり重要な役割を担うことが期待されている小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の普及啓発や、事業所が抱える運営課題等の改善に向けた支援を行います。

【主要事業】

- ・ 地域密着型サービス施設等整備費補助（県・市町村）
地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補助します。
- ・ 小規模多機能型居宅介護セミナー・アドバイザー事業（県）
小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの内容や特徴・魅力を幅広く周知するとともに、サービスの質の向上を図るため、事業者へアドバイザーを派遣する事業を実施します。

② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。

施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内において調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共同整備についても促進します。

○ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設^(※)）の整備

特別養護老人ホームの入所待機者については、2004(平成 16)年度以降、2万人程度で推移してきましたが、2015(平成 27)年4月から特別養護老人ホームの新規入所者が原則として要介護3以上に重点化されたことから、入所待機者数は2017(平成 29)年4月1日現在で15,573人に減少しました。

実質的な入所待機者の解消を目指し、今後3年間で約3,100床を整備し、2020年度に約39,700床とすることを目標として、特別養護老人ホームへの入所が必要な方々ができるだけ早期に入所できるよう努めます。

○ 入所が必要な方々の早期入所に向けた取組

・ 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、経管栄養、喀痰吸引などの医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれ、また、施設における看取りの役割が重要になっていくことから、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応ができるよう支援に取り組みます。

・ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

・ 短期入所施設の整備促進による在宅支援

特別養護老人ホームを整備する場合は、短期入所施設の併設を促進します。

○ 介護老人保健施設^(※)の整備

介護老人保健施設については、在宅生活への復帰を目指しリハビリテーションを行う施設として、本来の機能が発揮できるよう、特別養護老人ホームの整備状況を踏まえながら、今後、3年間で310床を整備し、2020年度に約20,600床とすることを目標とします。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備計画

(単位：定員数)

区 分	年 度	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020
特別養護老人ホーム		34,267	35,477	36,549	37,546	38,324	39,697
うち地域密着型介護老人福祉施設		673	649	707	769	827	1,001
介護老人保健施設		20,172	20,172	20,304	20,414	20,414	20,614
うち定員 29 名以下の介護老人保健施設		121	145	169	169	169	169

注 2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)年度は実績見込み。

○ 介護療養型医療施設^(※)

介護療養型医療施設については、2023 年度末に廃止することとされています。医療ニーズの高い中重度要介護者への対応の更なる強化に取り組むとともに、利用者の状況や医療機関の意向を踏まえ、2018(平成 30)年度から創設される介護医療院等に円滑に転換できるよう支援します。

○ 介護医療院の整備

2018(平成 30)年度から介護保険施設の新たな類型として設けられた介護医療院については、今後 3 年間は介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換を優先することから、円滑な転換を支援します。

* 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム^(※)、地域密着型特定施設^(※)、介護専用型特定施設^(※)及び混合型特定施設^(※)については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

居住系サービスの整備計画

(単位：定員数)

区 分	年 度	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020
認知症高齢者グループホーム		11,643	11,925	12,665	13,006	13,716	14,337
介護専用型特定施設		3,640	4,411	5,189	6,069	6,769	7,469
地域密着型特定施設		295	295	295	295	295	295
混合型特定施設		30,980	31,709	32,005	32,115	32,718	33,038

注 2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)年度は実績見込み。

【主要事業】

- ・ 特別養護老人ホーム整備費補助（県・指定都市・中核市）

社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対し補助します。

- ・ 介護老人保健施設整備費補助（県・指定都市・中核市）

医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助します。

- ・ 民間社会福祉施設整備借入償還金補助（県・横浜市・川崎市^{（注）}）

独立行政法人福祉医療機構（福祉貸付金）又は神奈川県社会福祉協議会（社会福祉振興資金）整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元金及び利子の支払いに対して補助します。

注 その他、市町村においても独自の制度として実施している場合があります。

③ 短期入所施設の整備

在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービスの適切な利用が重要であることから、市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考慮した必要な量を整備します。

短期入所施設の整備計画

（単位：定員数）

年度 区 分	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020
短期入所施設	6,335	6,464	6,499	6,433	6,368	6,432

注 2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)年度は実績見込み。

④ 軽費老人ホーム^{（※）}の整備等

軽費老人ホーム（ケアハウス^{（※）}）は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設ですが、新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

⑤ 養護老人ホーム^{（※）}の整備等

養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設ですが、地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

軽費老人ホーム等の整備計画

(単位：定員数)

区 分 \ 年 度	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020
軽費老人ホーム	2,137	2,135	2,135	2,135	2,135	2,135
ケアハウス	1,501	1,501	1,501	1,501	1,501	1,501
養護老人ホーム	1,400	1,400	1,400	1,350	1,350	1,350
生活支援ハウス ^(※)	15	15	15	15	15	15

注 2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)年度は実績見込み。

< 2 > 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる適切なケアを提供することが必要です。

施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、原則としてユニット型としますが、多様なニーズに対応するため、ユニット型と多床室との合築についても進めていきます。

なお、新たに整備する多床室については、プライバシーに配慮したものとします。

○ ユニット化への改修など居住環境の改善に向けた取組等

特別養護老人ホームについて、市町村や施設に対し、ユニット化への支援をするほか、老朽化した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の改善に向けた取組を進めます。

○ ユニットケア^(※)に対する理解の促進

ユニットケアの効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】

- ・ 高齢者施設改修費補助（県・市町村）

入所者の自立した生活の支援を図るため、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。

② 拘束なき介護の取組の推進（再掲）

施設や事業所においては、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束の行為を行ってほならないこととされています。そこで、拘束のない介護の取組の推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業】

- ・ 「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営（県）（再掲：本掲は P44）
- ・ 高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修（県）（再掲：本掲は P44）
- ・ 介護現場における看護職員研修（県）（再掲：本掲は P45）

③ 介護サービス評価制度の普及（再掲）

介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

○ 福祉サービスの質の向上（本掲は P101）

神奈川県社会福祉協議会に置く、県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、評価機関の認証・評価調査者の養成等第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。

○ 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）のサービス評価（本掲は P102）

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、県が選定した評価機関による外部評価を受けることが義務づけられています。

これは、自ら行った自己評価の結果と外部の評価機関が行った外部評価の結果を対比させ、さらに公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

④ 質の高いサービス事業所の認証・表彰

介護サービス全体の質の向上を促進するため、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。

また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわベスト介護セレクト 20」として表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。

【主要事業】

- ・ かながわベスト介護セレクト 20 及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」
(再掲：本掲は P110)